

宿毛市における電子競争入札の取扱について

第 1 趣旨	1
第 2 電子入札について	1
第 3 電子入札システムの利用登録及び電子証明書の取扱い	1
第 4 一般競争入札	2
第 5 指名競争入札	4
第 6 入札の方法等	5
第 7 入札辞退	5
第 8 入札の無効・失格	6
第 9 開札	6
第 10 再度入札	7
第 11 落札者が得られない場合	7
第 12 入札書での参加の取扱い	7
第 13 システム障害等の取扱い	9
第 14 ウィルス対策について	9
第 15 その他	9

宿毛市における電子競争入札の取扱について

第1 趣旨

この要領は、宿毛市電子競争入札心得（以下「電子入札心得」という。）に規定する電子入札事務の取扱について定めたものです。

第2 電子入札について

1 電子入札

電子入札は、入札情報の公表や入札参加者への通知、書類の提出、入札、開札、落札決定、入札結果の公表等、入札に関する一連の処理を、インターネットを利用した通信及びコンピュータを利用したシステムにより行うものであり、電子入札を行うためのシステムを「電子入札システム」といいます。

2 電子入札の実施

- (1) 発注に当たって電子入札で行うことを指定した案件は、電子入札システムで処理することとし、第12又は第13の場合を除いて、紙の入札書（電子入札心得別記第1号様式。以下「入札書」という。）による入札は認めません。
- (2) (1)以外の入札については、従来どおり、入札会場において入札書を入札箱に投かんする方法で行います。

3 電子入札システムの運用時間

- (1) 電子入札システムの運用時間は、次の表のとおりです。

曜日	運用時間
月曜日から金曜日まで。 ただし、宿毛市の休日となる次の日（以下、これらの日と土曜日及び日曜日を「閉庁日」という。）を除く。 ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日	午前8時から午後8時まで （宿毛市の執務時間とは異なるので、留意すること。）

- (2) 電子入札システムの保守、点検等のため必要が生じた場合は、利用者への事前予告を行うことなく、運用の停止又は中断を行うことがあります。

4 通知の方法

- (1) 電子入札システムの事務処理において、宿毛市からの通知は、原則として電子メールで行います。電子メールは、建設工事又は測量、コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書に明記された電子メールアドレスに送信します。
- (2) 通知の電子メールを受けたら、必ず電子入札システムで通知書の内容を確認してください。なお、電子メールの受理又は通知内容の確認について、宿毛市への連絡は不要です。

第3 電子入札システムの利用登録及び電子証明書の取扱い

1 電子証明書の取得

- (1) 電子入札システムを利用した入札に参加する者は、宿毛市の建設工事又は測量、建設コンサルタント業務等の入札参加資格決定通知書の交付を受けている業者の代表者（支店、営業所等が委任を受けて入札を行う場合は、その支店、営業所等の長）の名義の電子証明書を取得してください。

- (2) 建設工事と建設コンサルタント業務の両方の入札に参加する場合には、電子証明書は共用できませんので、それぞれに電子証明書の取得が必要です。
- (3) 道路維持委託等の維持委託業務について、建設工事の入札参加資格者名簿登載者が入札参加者である場合には、建設工事入札用の電子証明書により入札に参加できます。

2 電子入札システムの利用登録

入札参加者が宿毛市の電子入札システムを初めて利用する場合(登録済み事項の変更及び既に他団体のシステムを使用している場合を含む。)又は電子証明書(ＩＣカード等をいう。以下同じ。)を新たに取得した場合には、電子入札システムで利用者登録を行ってください。

なお、電子証明書を更新したときには、改めて登録する必要はありません。ただし、代表者の変更又は法人化若しくは許可庁の変更等に伴い、業者番号が変更されたときには、利用者登録を改めて行う必要があります。

3 特定建設工事共同企業体における電子証明書の取扱い

特定建設工事共同企業体(以下「ＪＶ」という。)では、代表構成員が電子入札システムに登録している電子証明書を使用して、電子入札を行います。ＪＶとしての利用者登録を別に行う必要はありません。

4 電子証明書についての留意事項

- (1) 電子証明書を紛失又は破損した場合には、再発行を受けるまで入札に参加できませんので、同一名義人の予備の電子証明書を準備しておくことを推奨します。
- (2) 有効期限の切れた電子証明書では、入札に参加できません。有効期限が近づいたら、早めに更新してください。

5 電子証明書の不正使用等の取扱い

次のような場合など、入札参加者が電子証明書を不正に使用したことが明らかになったときは、当該入札は無効とします。また、落札後契約締結までに不正使用が判明した場合には、契約締結を行いません。

- ① 電子証明書を不正に取得し又は改ざんして入札が行われた場合
- ② 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の電子証明書を使用して入札に参加した場合(宿毛市の承認を得ている場合を除く。)

第4 一般競争入札

1 公告

一般競争入札の公告は、電子閲覧となります。

宿毛市ホームページの入札・契約ページ(以下、「宿毛市ホームページ」という。)又は電子入札システムの調達案件一覧の件名をクリックして、閲覧できます。

2 設計書等の閲覧及び質疑応答

- (1) 設計書等入札に必要な書類は、電子閲覧となります。宿毛市のホームページ又は電子入札システムの調達案件一覧の件名をクリックして、閲覧できます。
- (2) 設計書等の内容その他当該入札について不明な点がある場合は、電子メールによる質疑書(様式は任意。ただし、使用電子ファイルは4の(1)ア及びイに規定にするものに限る。)を宿毛市に提出することができます。質疑は、電子メール以外の方法によるもの(FAX、電話等)は受け付けません。
- (3) 電子メールによる質疑書の受付期間は、公告に記載します。必ず公告に記載している期限までに質疑を行ってください。質疑書を送信したときには、必ず宿毛市の担当者にその旨電話連絡をしてください。
- (4) 質疑の回答は、宿毛市ホームページで回答します。

3 一般競争入札申請書

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者は、申請期限日までに、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「一般競争入札申請書」という。)を電子入札システムにより提出することが必要です。
- (2) 宿毛市の定める様式で一般競争入札申請書を作成して電子ファイルにし、電子入札システムの「参加資格確認申請書提出画面」から、必ず一般競争入札申請書の電子ファイルを添付した上で、提出してください。
- (注) 一般競争入札申請書の電子ファイルの添付がない場合は、入札参加資格は認められません。**
- (3) 宿毛市の定める一般競争入札申請書の様式は入札公告で明示しますが、宿毛市ホームページからダウンロードできます。
- (4) 宿毛市は、入札参加申請者から一般競争入札申請書を受付後、参加資格の有無の判断をします。参加資格有と判断した場合、入札書提出期間になりましたら「入札書提出」ボタンが表示されます。参加資格無と判断した場合、別途連絡します。

4 電子ファイルの作成方法

- (1) 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成してください。ただし、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意してください。
- ア Word2010 で読み込めるファイル形式(拡張子.docx 又は.doc)で保存したもの
 - イ Excel2010 で読み込めるファイル形式(拡張子.xlsx 又は.xls)で保存したもの
 - ウ PDF 形式のファイル
 - エ 画像ファイル(JPEG 形式又は GIF 形式)
 - オ 上記のほか、発注者が特に認めたファイル形式(必ず事前に協議すること。)
- (2) 電子ファイルの圧縮を行う場合は、必ず ZIP 形式で圧縮してください。自己解凍形式により圧縮したファイルを含め、他の圧縮形式の提出は認められません。

5 申請書添付書類の提出

- (1) 申請書添付書類は、4の方法で作成した電子ファイルにより、一般競争入札申請書の電子ファイルと併せて電子入札システムに添付して提出してください。
- (注) 申請書添付書類の電子ファイルの添付がない場合は、入札参加資格は認められません。**
- (2) 申請書添付書類の内容及び様式は入札公告で示すものとし、宿毛市ホームページからダウンロードできるようにします。

6 工事費内訳書の提出

- (1) 建設工事に係る一般競争入札では、入札金額の登録時に電子ファイルによる工事費内訳書(直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費並びに設計書に掲げる各工種、種別及び細別に対応するものの各々の額を示すもので、電子入札心得別記第2号様式又はこれに準じたものをいう。以下同じ。)の提出が必要です。入札金額登録時に添付して提出してください。
- なお、工事費内訳書の様式は、宿毛市ホームページからダウンロードして取得できますが、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしも当該様式によらなくともよいものとします。
- (2) 工事費内訳書の電子ファイルの容量が3メガバイトを超える場合は、電子入札システムによるファイルの添付ができませんので、書面にして持参又は郵便等により提出してください。
- (3) 工事費内訳書を郵便等で提出する場合には、次により提出してください。
- ① 封筒の表に入札参加者名、入札番号及び入札案件名並びに開札予定日時を記載し、「工事費内訳書」と朱書きして封かんしてください。
 - ② 郵便等による場合は、①の封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「工事費内訳書在中」と朱書きしてください。また、郵便による場合は、必ず書留郵便としてください。
- (4) 工事費内訳書を郵便等により提出する場合、これが入札期限までに宿毛市に到達しないときは、仮に電子入札システムによる入札を行っていても、その入札は無効となりますので、注意してください。

- (5) やむを得ない場合であって、入札期限前であれば、工事費内訳書の変更（差し替え）を認める場合があります。電子入札システムによる電子ファイルの変更（差し替え）はできませんので、事前に宿毛市に連絡のうえ、書面にして持参又は郵便等により提出してください。

（郵便等による場合は（３）の方法により提出してください。）このときには、新たに提出された工事費内訳書により審査を行います。

7 工事費内訳書の取扱い

- (1) 建設工事に係る一般競争入札において、落札者となり得る者が工事費内訳書を提出しないとき又は提出された工事費内訳書に記載事項の不足や不備（必要な工種・種別・細別等の記載がない場合や、入札金額と一致しないなど）があると判断されるとき（軽微な不足や不備は除く）は、その入札は無効となります。
- なお、工事費内訳書の様式は、宿毛市ホームページからダウンロードして取得できますが、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしも当該様式によらなくともよいものとします。
- (2) 工事費内訳書の日付は、提出日を記載してください。
- (3) 落札者の工事費内訳書は、契約締結時には請負代金内訳書に代わるものとして取り扱います。

第5 指名競争入札

1 指名通知

- (1) 指名通知は、宿毛市から指名する者に対し、指名に関するお知らせを電子メールで送信し、指名を受けた者が電子入札システムで指名通知書を確認する方法で行います。お知らせの電子メールを受けた場合は、電子入札システムで指名通知書を確認してください。
- (2) 指名通知書には、入札に関する重要な情報を記載していますので、必ず確認してください。
- (3) 指名通知の受理又は指名通知書確認の有無については、宿毛市への連絡は不要です。

2 設計書等の閲覧及び質疑応答

- (1) 設計書等入札に必要な書類は、電子閲覧となります。電子入札システムの調達案件一覧の件名をクリックして閲覧できます。
- (2) 設計書等の内容その他当該入札について不明な点がある場合は、電子メールによる質疑書（様式は任意。ただし、使用電子ファイルは第4の4の（1）ア及びイに規定するものに限り。）を宿毛市に提出することができます。質疑は、電子メール以外の方法によるもの（FAX、電話等）は受け付けません。
- (3) 電子メールによる質疑書の受付期間は、指名通知日の翌日から入札期限の2日前まで（当日午後0時までに受理したものに限る。）であり、質疑書を送信したときには、必ず宿毛市の担当者にその旨電話連絡をしてください。
- (4) 質疑の回答は、辞退又は取り下げ処理をした業者以外に対し電子メールで通知します。

3 工事費内訳書の提出

- (1) 建設工事に係る指名競争入札では、入札金額の登録時に電子ファイルによる工事費内訳書の提出が必要です。入札金額登録時に添付して提出してください。
- (2) 第4の6の（1）のなお書き及び（2）から（5）までの規定は、工事費内訳書提出対象の指名競争入札における工事費内訳書について準用します。

4 工事費内訳書の取扱い

- (1) 建設工事に係る指名競争入札において、落札者となり得る者が工事費内訳書を提出しないとき又は提出された工事費内訳書に記載事項の不足や不備（必要な工種・種別・細別等の記載がない場合や、入札金額と一致しないなど）があると判断されるとき（軽微な不足や不備は除く）は、その入札は無効となります。
- (2) 工事費内訳書の日付は、提出日を記載してください。
- (3) 落札者の工事費内訳書は、契約締結時には請負代金内訳書に代わるものとして取り扱います。

第6 入札の方法等

1 開札予定日時

- (1) 開札予定日時は、原則として入札期限の翌日(翌日が閉庁日のときは、閉庁日以外の直近の日。以下同じ。)とし、一般競争入札では公告で、指名競争入札では指名通知書でそれぞれ明示します。
- (2) 宿毛市において1日に複数の入札を実施する場合、開札時間は以下を目安として定めます。

一般競争入札	1件あたり30分又は1時間間隔で設定
指名競争入札	1時間当たり4件程度とし、1時間単位で設定

- (3) 主な入札の標準的なスケジュールは、別記のとおりです。

2 入札の方法

- (1) 入札は、一般競争入札では公告で別に定める日時から、指名競争入札では指名通知書で別に定める日から、いずれも入札期限までに入札金額を電子入札システムに登録する方法で行います。
- (2) 入札金額には1円未満の端数を付すことはできません。また、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額としてください。
- (3) 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「工事費内訳書提出対象の競争入札」という。)においては、電子入札システムへの入札金額登録時に、併せて工事費内訳書の電子ファイルの添付が必要です(第4の6及び第5の3を参照)。
- (4) 入札金額の登録と合わせて、電子くじで使用するくじ番号を登録してください。なお、電子くじの方法、くじ番号として登録できる番号及びくじ番号の入力がない場合の取扱いは、電子入札システムの仕様で定めます。
- (5) 電子入札システムによることができない場合は、発注者が入札書による入札を認める場合があります。このときの取扱いは、第12又は第13によります。

3 入札の取りやめ等

- (1) 次の場合には、入札を延期又は取りやめることがあります。
 - ① 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
 - ② 電子入札システムに障害が発生したとき(電子証明書の紛失、破損又は使用機器の不具合等、入札参加者の責によるものは除く。第13参照。)
 - ③ 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき
- (2) (1)の場合には、電子入札システム上に入札取りやめ等の旨を掲示するとともに、既に申請書等を提出している一般競争入札の入札参加者又は指名通知を行った指名競争入札の入札参加者に対しては、電話等の方法による連絡を行います。

第7 入札辞退

- (1) 入札金額登録後であっても、入札期限までは、電子入札システムで取り下げ処理をすることにより、入札辞退ができます。
- (2) 一度入札辞退をすると、その入札には参加できなくなります。
- (3) 一般競争入札で一般競争入札申請書等を提出した後又は指名競争入札で指名通知を受けた後に、閲覧用の設計書等の内容を確認した結果、入札を辞退したいという場合には、入札をしないことで入札辞退の扱いとなります。
- (4) 入札辞退があっても、郵送等により一度提出された関係書類については、返却しません。
- (5) 入札辞退を理由として、その後の宿毛市との取引において不利な扱いを受けることはありません。

第8 入札の無効・失格

1 無効

電子入札心得第9条各号のいずれかに該当する入札は無効となります。無効は、当該入札行為の無効であり、再度入札(第10条参照)には参加できません。

2 失格

電子入札心得第10条各号のいずれかに該当する場合、その入札参加者は失格となります。失格となった場合には、再度入札に参加できません。

第9 開札

1 開札方法

- (1) 開札は、宿毛市において、入札執行者と立会人の2名以上で行います。立会人は原則として係長以上の役職の者が担当することとし、電子入札の執行が適正に行われているかどうかの確認を行います。
- (2) 開札は、開札予定日時が到来した後、速やかに行います。
例えば、開札予定日時が○月○日午前10時となっている案件では、複数の案件を午前10時以降に順次開札していくことになります。同一時間帯の開札は概ね1時間以内で完了することを原則とします。
- (3) 開札にあたり、まず予定価格調書を入札執行者が開封して精査し、立会人がそれを確認します。予定価格調書に不備がなければ、予定価格及び最低制限価格を電子入札システムに登録します。
- (4) 入札書による入札を行う入札参加者がいる場合には、開札時に入札執行者が入札書を開封し、入札金額及びくじ番号を電子入札システムに登録した後に、電子入札システムにより開札します。
- (5) すべての入札参加者の入札金額及び開札結果を確認した後、入札執行者と立会人がそれぞれ署名し、当該開札の結果を確定させます。
- (6) 従来の入札とは異なり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の8第2項の規定に基づき、入札参加者を開札に立ち会わせないものとします。

2 落札決定

(1) 一般競争入札

- ① 開札後直ちに落札決定を行い、すべての入札参加者に対し、電子入札システムで落札者決定通知(落札者が決定した旨の通知)を行います。
- ② 入札記録については、落札決定の翌日以降に、電子入札システム(入札情報システム)に掲示します。各入札参加者の入札金額、入札結果の詳細は、この入札記録で確認してください。

(2) 指名競争入札

- ① 開札後直ちに落札決定を行い、すべての入札参加者に対し、電子入札システムで落札者決定通知(落札者が決定した旨の通知)を行います。
- ② 入札記録については、落札決定の翌日以降に、宿毛市のホームページに掲示します。各入札参加者の入札金額等入札結果の詳細は、この入札記録で確認してください。

3 くじ引きの実施

- (1) 同額の入札をした者が2名以上ある場合には、くじ引きにより落札者の順位を決定します。
- (2) くじ引きは、原則として電子入札システムを使用する電子くじの方法により行います。

4 開札の延期又は中止

開札の延期又は中止をする場合には、入札参加者に対して、開札を延期又は中止する旨を通知するとともに、その後の取扱いについても別途連絡します。

5 入札の保留

- (1) 宿毛市は、やむを得ない事情があるときには入札(落札決定)を保留します。その場合、入札参加者に対しその旨を通知するとともに、その後の取扱いについても別途連絡します。

第 10 再度入札

1 再度入札の実施

- (1) 初度入札で、入札参加者全員の入札が予定価格を上回る等、落札となるべき入札がない場合には、再度入札を行います（予定価格を事前公表するものを除く）。再度入札となった場合は、その旨を通知します。
- (2) 再度入札における入札の受付期限は、別に定める場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日（閉庁日を除く。）の午前 11 時とし、受付期限後に直ちに開札を行います。
- (3) 第 12 又は第 13 により入札書で初度入札に参加した入札参加者がある場合には、当該入札参加者が再度入札に応じるためには時間を要することから、当該入札参加者と別途連絡調整のうえ、改めて再度入札の開札時期を決定し、通知します。

2 再度入札における入札方法等

- (1) 再度入札に参加する者は、再度入札受付期限までに、第 6 の 2 に準じて、電子入札システムで入札金額を登録してください。工事費内訳書の提出を要する入札では、再度入札分の工事費内訳書は、再度入札の金額登録時に併せて電子ファイルによる工事費内訳書の提出が必要です。
- (2) 入札金額の登録をしなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなします。
- (3) 再度入札では、再度入札の対象となった入札における最低価格を下回る入札金額でなければ失格となります。最低価格は、再度入札実施通知に記載します。
- (4) 再度入札は、2 回まで行います。（初度入札を含め、最大 3 回の入札を行う。）

第 11 落札者が得られない場合

1 更改入札等

入札不調等により落札者が得られなかった場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことによる同一工事（業務）に係る入札（以下「更改入札」という。）を行うことができることとします。

(1) 一般競争入札

入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直したうえで改めて公告し更改入札を行うことができますこととします。

(2) 指名競争入札

設計書等を見直しを行い、再度同じ業者を指名する。ただし、再度同じ業者を指名することが困難な場合は新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行うことができますこととします。

2 随意契約

前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次の者と政令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約の見積合わせを行うことができますこととします。

- (1) 指名競争入札において、入札参加者が 1 者しかなく入札不成立であった場合は、当該入札参加者
- (2) 入札参加者が 1 者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者
- (3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札（再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。）を通じて、最低制限価格を下回り失格となった者を除き最低価格の入札者
- (4) 第 12 の 2 の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によるものとします。

第 12 入札書での参加の取扱い

1 入札書での参加を認める場合

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される案件（以下「WTO 対象案件」という。）を除き、電子入札システムによる入札においては、原則として入札書による入札は認めません。
- (2) ただし、次の場合には、宿毛市に対して別紙 1 により入札書による入札の承認申請をすることができま

す。

- ① ICカード及びICカードリーダーが無いことにより、電子入札システムを利用できない場合
- ② 不測の事態により、事業者名、代表者等の変更による電子証明書の再取得手続が必要となり、そのために電子入札システムの利用ができなくなった場合
- ③ 第13の1の場合や、入札参加者のパソコンがコンピュータウィルスに感染したことなどにより、電子入札システムの利用ができなくなった場合

(3) (2)の場合、宿毛市は、入札書による入札を認めるかどうかを判断し、別紙2により通知します。ただし、(2)①については、原則として、令和8年3月31日までの措置とします。

2 入札書による入札に移行する場合の取扱い

- (1) 宿毛市は、入札書による入札への変更を認めた場合には、当該入札参加者について、入札書により入札に参加する業者として登録します。入札書による入札参加業者として登録した後は、電子入札は行えなくなります。
- (2) (1)の登録までに電子入札システムなどによって既に提出された書類については、有効なものとして取扱います。

3 入札書による入札参加方法

(1) 一般競争入札

- ① 一般競争入札申請書及び申請書添付書類を、書面で申請期限日までに宿毛市に必着するよう、次のとおり持参又は郵便等により提出してください。

なお、この場合は宿毛市からの申請受付票を発行します。

ア 封筒の表に入札参加申請者名、入札番号及び入札案件名並びに開札予定日時を記載し、「一般競争入札申請書等」と朱書きして封かんしてください。

イ 郵便等による場合は、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「一般競争入札申請書等在中」と朱書きしてください。また、必ず書留郵便としてください。

- ② 一般競争入札申請書等の日付は、提出日としてください。

- ③ 一般競争入札申請書等の提出後、入札書に入札金額及びくじ番号を記載し、工事費内訳書提出対象の一般競争入札の場合には工事費内訳書と併せて、入札期限までに宿毛市に必着するよう、次のとおり持参又は郵便等により提出してください。

ア 封筒の表に入札参加者名(事業者名)、入札番号及び入札案件名並びに開札予定日時を記載し、「入札書」と朱書きして封かんしてください。

イ 郵便等による場合は、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「入札書在中」と朱書きしてください。また、必ず書留郵便としてください。

- ④ 入札書及び工事費内訳書には、入札参加者の住所、事業者名及び代表者の職・氏名を記載してください。また、各書類の日付は提出日とし、入札書には押印が必要です。

(注) 入札書を代表者以外の者が持参で提出する場合でも、代理入札としては扱わないことから、代理人の住所及び氏名の記載並びに代理人の押印は不要であるほか、提出時の委任状の提示も不要です。

- ⑤ 入札書及び工事費内訳書の各様式は、宿毛市ホームページからダウンロードできます。ただし、工事費内訳書については、記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式による必要はありません。

- ⑥ 入札辞退の場合には、入札期限までに、入札辞退届を宿毛市に提出することが必要です。入札書を提出した後でも、同日までは辞退することができます。この場合、宿毛市は入札書を未開封のまま返却します。

- ⑦ 入札結果等については、宿毛市は必要に応じて別途通知します。

(2) 指名競争入札

- ① (1)の例により、入札書を入札期限までに宿毛市に持参又は郵便等により提出してください。工事費内訳書提出対象の指名競争入札の場合には、工事費内訳書を併せて提出してください(同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式による必要はありません。)。一般競争入札参加申請書等の提出は不要です。

- ② 入札辞退の場合には、入札期限までに入札辞退届を入札実施機関に提出することが必要です。入札書は、未開封のまま返却します。
- ③ 入札結果等については、入札実施機関は必要に応じて別途通知します。

第13 システム障害等の取扱い

1 入札参加者側の障害の場合

入札参加者から、障害により電子入札ができない旨の申告が入札期限までにあった場合で、次のいずれかに該当し、すぐに復旧することが見込めず、かつ、そのまま電子入札を継続することが適当でないと宿毛市が判断した場合には、宿毛市は、関係する入札参加者について入札書による入札への変更又は開札予定日時の変更（延期）を行うことがあります。

- ア 天災による通信障害
- イ 広域又は地域的停電
- ウ プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害
- エ 入札参加者の使用する機器に起因する通信障害

2 電子入札システム又は宿毛市側の障害の場合

- (1) 電子入札システム、宿毛市の他のシステム（電子入札システム以外のシステムをいう。）又は通信回線等に障害が発生し、宿毛市又は入札参加者が電子入札システムを利用できない場合には、開札予定日時等の変更（延期）を行うことがあります。この場合には、電話等の方法により、入札参加者に対しその旨の連絡を行います。
- (2) 変更後の開札予定日時を直ちに決定できない場合には、無期延期とする旨の日時変更通知書を送信します（送信できない場合は、電話等の方法で連絡します。）。
- (3) 正式な開札日時が決定した後、再度、変更通知書を送信します（送信できない場合は、電話等の方法で連絡します。）。
- (4) 電子入札システムが長期間利用できない場合には、宿毛市が別に定める競争入札心得に規定する方法（入札場所に入札参加者が参集し、入札書を入札箱に投かんする方法）に切り替えることとし、電話等の方法により、入札参加者に対しその旨連絡します。

第14 ウィルス対策について

- (1) 入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないように、ウィルス対策ソフトを導入するなどの対策を講じてください。
- (2) ウィルス対策ソフトの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、一般競争入札申請書等その他を提出する前には必ずウィルス感染チェックをお願いします。
- (3) 万一、入札参加者から提出された一般競争入札申請書等その他がウィルスに感染していることが判明した場合は、宿毛市は直ちに作業を中止し、ウィルス駆除等の処理を行うとともに、ウィルスに感染している旨をその入札参加者に電話等の方法で連絡し、必要に応じて、入札書による入札に変更するよう指示します。

第15 その他

1 代理入札の取扱い

- (1) 電子入札では、代理入札の取扱いはありません。
- (2) ただし、電子入札システムが長期間使用できなくなった場合に、入札会場において入札書を投かんする入札方法とすることがあり、この入札において代理入札を行うときは、委任状が必要となります。

2 WTO対象案件の取扱い

WTO対象案件において、電子入札に使用する電子証明書を未取得の入札参加者(宿毛市の建設工事又は測量、建設コンサルタント業務等の入札参加資格を有さず、当該WTO対象案件において入札参加資格審査の申請を行い、入札参加資格を認められた者に限る。)は、第12により紙入札を認めます。

3 入札書等の公文書としての取扱い

- (1) 電子入札システムに入札金額を登録する際、画面上に「入札(見積)書」の様式が表示されますので、入札参加者は、これを印刷することで、登録した入札金額を確認することができます。

ただし、宿毛市は、この個々の「入札(見積)書」を入札参加者から受け取るのではなく、登録された入札金額のデータをまとめた入札記録(公表時と同様のもの)ですべての入札参加者の分について一度に確認し、落札決定を行っていきます。このため、電子入札の案件においては、「入札(見積)書」ではなく、入札記録を公文書として取り扱います。

- (2) 第12による入札の場合は、入札書が宿毛市に提出されるので、宿毛市は、当該入札書について、宿毛市文書規程(昭和30年宿毛市訓令第2号)に従い、公文書として保存することになります。

4 問い合わせ先

- (1) 電子入札システムの操作に関すること
ヘルプデスク(平日9:00~17:15(ただし、12:00~13:00は除く。))
Tel 0570-023-888(ナビダイヤル)
- (2) 電子入札事務の取扱い及び個別の入札案件に関すること
宿毛市役所 総務課 契約係 Tel: 0880-62-1253

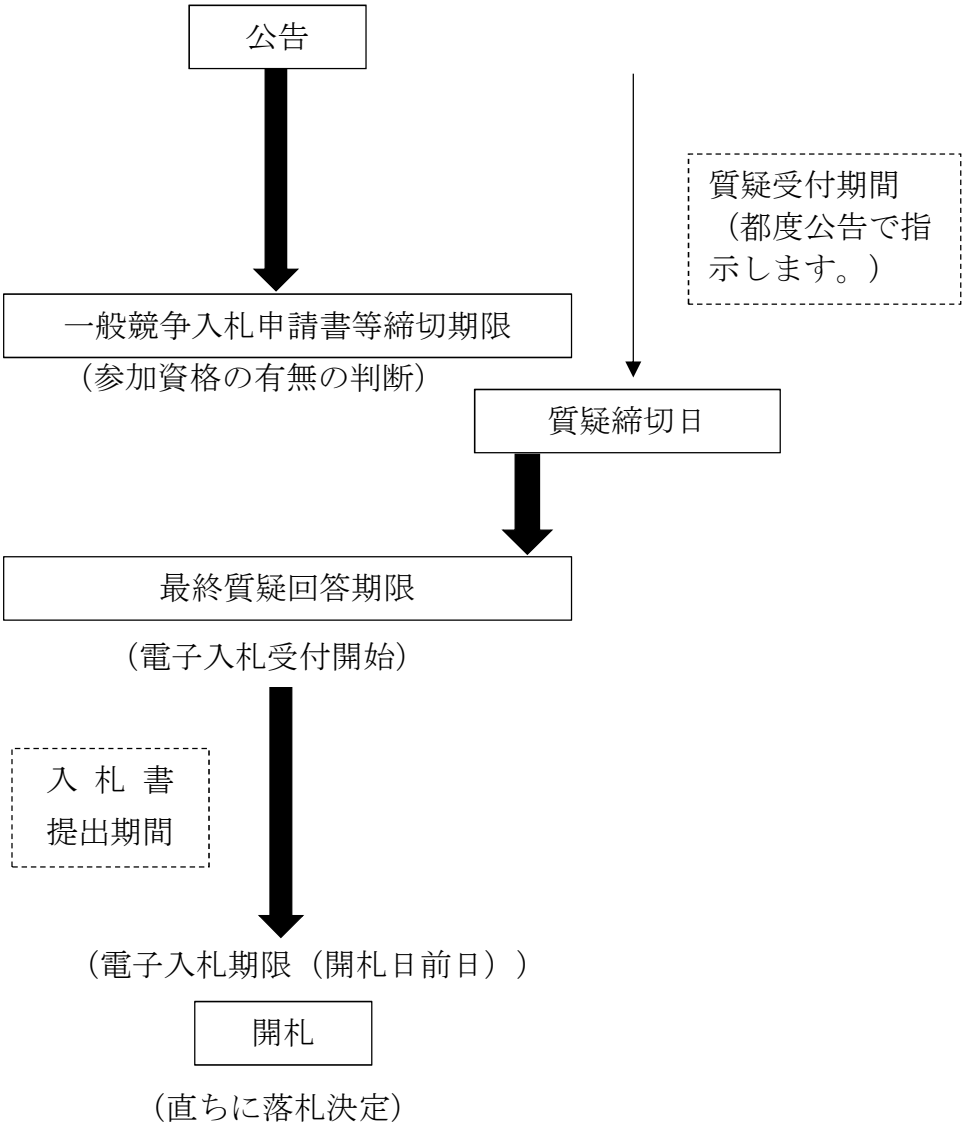
附 則

この取扱は、令和7年10月2日から施行する。

別記

電子入札案件における主な入札の標準スケジュール

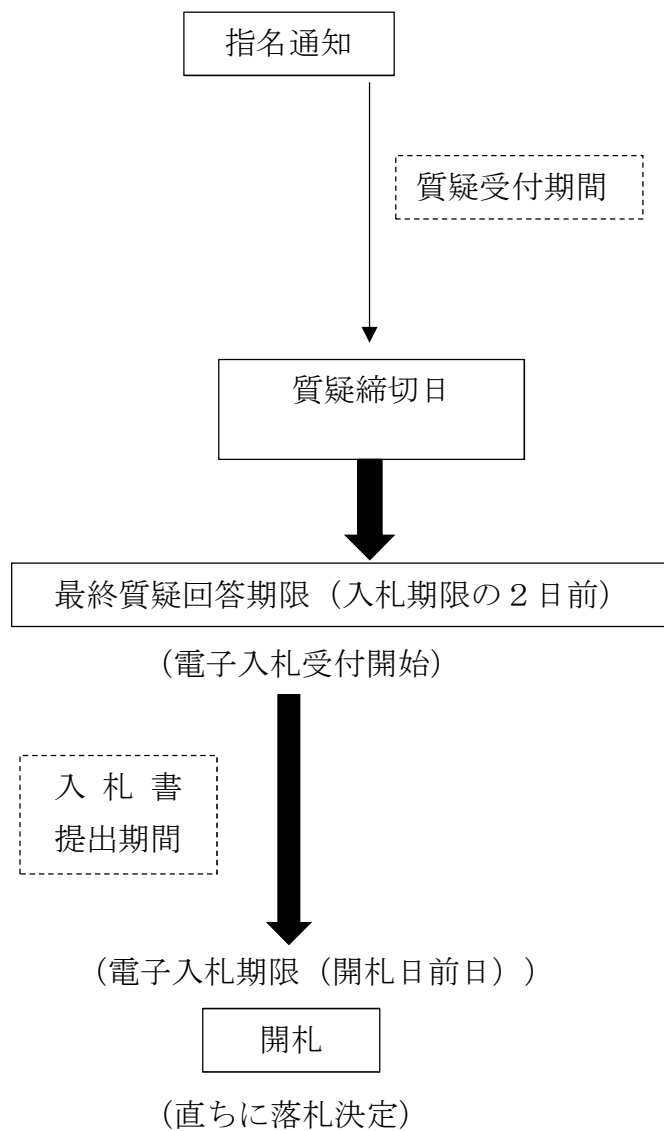
○一般競争入札



別記

電子入札案件における主な入札の標準スケジュール

○指名競争入札



令和 年 月 日

宿毛市長 様

住所

氏名

電子入札における紙入札書使用申請書

宿毛市における建設工事等の電子競争入札への入札参加において、下記のとおり入札書（電子競争入札心得別記第 1 号様式）による入札を認めていただきたく、「宿毛市建設工事電子競争入札の取扱について」第 12 により申請します。

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 入札書による入札が必要な理由

注 入札書による入札（紙入札）が必要な理由を、具体的に明記すること。

第 号
令和 年 月 日

宿毛市長

電子入札における入札書の使用について

令和 年 月 日付けで申請のあった下記の事業に係る電子入札における入札書（電子競争入札心得別記第1号様式）の使用申請については、承認しますので、通知します。

つきましては、今後の電子入札案件における入札方法について、宿毛市の指示に従ってください。

- 1 事業番号
- 2 事業名
- 3 入札書提出期限

【問い合わせ先】

入札実施期間
担 当 部 署 名
担 当 者 名
T E L

注 問い合わせ先を記入のうえ送付すること。

第 号
令和 年 月 日

宿毛市長

電子入札における入札書の使用について

令和 年 月 日付けで申請のあった下記の事業に係る電子入札における入札書（電子競争入札心得別記第1号様式）の使用申請については、下記の理由により承認できません。

記

- 1 事業番号
- 2 事業名
- 3 非承認の理由

【問い合わせ先】

入札実施期間
担 当 部 署 名
担 当 者 名
T E L

注 非承認理由を具体的に明記し、問い合わせ先を記入のうえ送付すること。

年度電子入札関係書類郵便等送付受理簿

N0	入札参加者名	送付関係書類の内容	受付日	受付担当者名	備 考 (案 件 名)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

注 第4の6、第5の3又は第12の3により関係書類が持参又は郵便等により送付される場合には、必要に応じて当該受理簿を活用するなど、書類の受理を明確にしておくこと。